

## 統計データ利活用に関する業務委託に係る企画提案仕様書

### 1 委託業務名

統計データ利活用に関する業務委託

### 2 目的

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）が施行され、そこにも挙げられているように、地方自治体においても証拠に基づく政策立案（EBPM）が求められているが、府職員はもとより市町村職員においては、データ分析等を行う能力や人材が十分といえる状況ではない。

本事業においては、人口減少をテーマに、国勢調査などの実際のデータを基にデータ分析のノウハウを学ぶことができる教材を作成し、京都府職員ポータル（イントラネット）での発信、研修等を通じて、京都府及び市町村職員が学習し、各々の課題に対応した施策の企画・立案に資するデータ分析能力の習得を目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) モデル市町村が抱える課題分析

○実施にあたっては、京都府とともにモデル市町村へのヒアリング・打ち合わせを十分に行いながら進めるものとする。

<参考：モデル市町村について>

項目	舞鶴市	伊根町
①活用を想定している市町村保有データ	行政区別男女年齢異動情報 等	ほっと館図書情報室 図書貸出記録 ほっと館図書情報室 利用者登録情報 ほっと館蔵書データ 本庄地区公民館貸出記録 伊根町人口推移  ※利用者登録情報の一部などについては、紙ベースでの管理が行われており、電子化されていないデータもある。
②分析結果の利用方法	次期舞鶴市総合計画、舞鶴市人口ビジョンの資料	図書購入計画立案時の資料
③モデル市町村からのコメント	○社会減において、どのような属性（職業・年代・家族構成等）が転出・転入しているのか、転入者数の減少の要因は産業構造や地理的要因が関係しているのか等、分析により判明するのであれば、舞鶴市ですで行っている人口減少に対する施策に反映	○利用者、貸出冊数の大幅な減少が発生した 2011 年を基準とし、それ以前とそれ以降で利用者の貸出状況や蔵書の購入傾向、町民の年齢構成等のデータを使用して減少の要因を分析する。 ○利用者の傾向に基づく図書購入計画

	<p>し、さらに効率的な取り組みとした い。</p> <p>○市内の地域ごとの人口推移（社会動態及び人口動態等）に特色があるようなら、それぞれに適した対処法を新たに考えることもできる。</p> <p>○舞鶴市でも国勢調査や住民基本台帳等の基礎データから分析をしているが、さらに幅広いオープンデータを用いて舞鶴市の人口減少の現状や要因を明らかにし、人口減少にとどまらず福祉事業や危機管理等の分野においても、幅広く活用を検討してまいりたい。</p>	<p>の立案につなげることはもちろんだが、それ以上に客観的な指標に基づくサービス運営の手法について以下の点を町内の各図書室管理員や教育委員会が共有することを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の業務において、客観的な指標につながるデータ作成を行う手法</li> <li>・統計のための統計データではなく、具体的な政策立案につながる統計データへの理解</li> <li>・分析に関する手法</li> <li>・客観的なデータを基にした政策立案の手法</li> </ul>
--	--	--

<参考：その他活用が考えられるデータなど>

- ・政府統計の総合窓口（e-Stat）掲載データ
- ・京都データストア掲載データ 等

## (2) データ分析に関する学習教材の作成及び研修の実施

### ア 学習教材

#### (ア) 想定内容

- ・分散や標準偏差などの統計学の基礎から応用（機械学習入門など）まで
- ・モデル市町村（舞鶴市及び伊根町）の抱える課題に対するアプローチやプロセス等をケーススタディとして一部取り入れること。
- ・研修に参加していない職員でも、効率的に学習できる内容とすること。

#### (イ) 学習教材の活用範囲

- ・京都府庁内での共有（京都府職員ポータル（イントラネット）への掲載等）
- ・モデル市町村内（舞鶴市及び伊根町）での共有

#### (ウ) 留意事項

- ・PDF形式（必要に応じCSVなどの添付は可）で作成すること。
- ・1つのファイルではなく、難易度ごとやテーマごとに分割すること。

### イ 研修

#### (ア) 想定内容

- ・分散や標準偏差などの統計学の基礎から応用（機械学習入門など）まで
- ・モデル市町村（舞鶴市及び伊根町）の抱える課題に対するアプローチやプロセス等をケーススタディやグループワーク等として一部取り入れること。

#### (イ) 研修実施回数

合計3回前後×2クール（一連の養成コースを想定）

#### (ウ) 研修実施場所（今後調整）

- 1クール：京都府北部地域（舞鶴市役所会議室、伊根町役場会議室等）
- 2クール：京都府南部地域（場所未定）

(エ) 想定参加人数（予定）

10～15名前後（府及び市町村職員）×2クール

(オ) 留意事項

- ・Microsoft Excel や、無料・オープンソースで導入も容易な言語又はツールを用いること。
- ・研修にあたっては、参加者にはパソコンの持ち込みをお願いすることとするが、持ち込みができない研修生のためのパソコンを準備するなどの受講環境を整えること。また、必要に応じて通信環境の準備も行うこと。
- ・データ分析に精通していない職員にも配慮し、効率的なスキルアップが可能なものとする。
- ・参加者は、京都府が募ることとする。

## 5 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- (1) 京都府政策企画部企画統計課
- (2) 舞鶴市役所
- (3) 伊根町役場
- (4) 受託者の事業所
- (5) その他京都府が指定した場所

## 6 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

## 7 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、この限りではない。

## 8 成果物の提出

本業務における成果物は以下のとおりとする。以下(1)～(3)を収録した印刷物及び CD-R 又は DVD-R で各3部提出するものとする。

- (1) 学習教材一式（印刷物及びPDFファイル）
- (2) 実施報告書（印刷物及び電子ファイル）
- (3) その他使用した資料（印刷物及び電子ファイル）

## 9 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

## 10 留意事項等

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府及びモデル市町村等と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 本業務の実施に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者が本業務を通じて作成した著作物（学習教材、研修テキスト、カリキュラム、各種提案など

の著作物を含む。)に関する著作権(著作権法(昭和45年5月法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利を含む。)は、京都府に帰属するものとする。ただし、既に受託者が保有しているものが組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者に帰属する。この場合、受託者は京都府、舞鶴市及び伊根町に対し当該著作物を使用するために必要な範囲で、当該著作物の利用を無償で承認すること。

(4) 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は京都府と協議し、その指示に従うこと。